

国民健康保険料の軽減に係る所得判定基準の改定について

低所得者世帯の保険料については、所得の合計額に応じて応益割（均等割＋平等割）を軽減している。

[国民健康保険料 = 応能割（所得割） + 応益割（均等割+平等割）]

●軽減が受けられる世帯の合計所得の上限額

軽減割合	算定内容	
7割	現行	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割	現行	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）＋ <u>30.5万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下
	改正案	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）＋ <u>31万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下
2割	現行	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）＋ <u>56万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下
	改正案	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）＋ <u>57万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下

(例) 夫婦と子ども2人の世帯で給与収入のみ（給与所得者が1人）の場合

	5割軽減	2割軽減
現行	合計所得 165万円以下 (給与収入 247.1万円以下)	合計所得 267万円以下 (給与収入 約388.7万円以下)
改正案	合計所得 167万円以下 (給与収入 約249.5万円以下)	合計所得 271万円以下 (給与収入 約393.9万円以下)